

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 ジェイアール東日本企画
東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号

2. 指名停止措置期間

令和7年11月13日から
令和8年8月12日まで（9ヶ月）

3. 指名停止の範囲

中部運輸局管轄区域(愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県)

4. 指名停止措置理由

当該事業者は、国土交通本省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。

本事案は、国土交通本省等が発注した役務契約ではないものの、国土交通本省等が交付する補助金に関してその交付に必要な実績報告書に虚偽の記載をし、補助金を過大に請求したものであり、公費の適正な支出の観点から著しく不当な事案であるため、当該事業者のこうした行為は、同様に信頼関係を著しく損なう行為である。

このことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

日本交通技術 株式会社
東京都台東区上野 7-11-1

2. 指名停止措置期間

令和8年2月20日から
令和8年6月19日まで（4ヶ月）

3. 指名停止の範囲

中部運輸局管轄区域(愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県)

4. 指名停止措置理由

当該事業者らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道（株）が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。

このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

このことは、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」別表第2第5号（独占禁止法違反）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

役務の提供、測量等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

ジェイアール東海コンサルタンツ 株式会社
愛知県名古屋市中村区名駅5-33-10

2. 指名停止措置期間

令和8年2月20日から
令和8年4月19日まで（2ヶ月）

3. 指名停止の範囲

中部運輸局管轄区域(愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県)

4. 指名停止措置理由

当該事業者らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道（株）が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。

このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

このことは、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」別表第2第5号（独占禁止法違反）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

測量等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

大日コンサルタント 株式会社
岐阜県岐阜市藪田南3-1-21

2. 指名停止措置期間

令和8年2月20日から
令和8年4月19日まで（2ヶ月）

3. 指名停止の範囲

中部運輸局管轄区域(愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県)

4. 指名停止措置理由

当該事業者らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道（株）が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。

このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

このことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」別表第2第5号（独占禁止法違反）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

役務の提供、測量等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 トーニチコンサルタント
東京都渋谷区本町1-13-3

2. 指名停止措置期間

令和8年2月20日から
令和8年4月19日まで（2ヶ月）

3. 指名停止の範囲

中部運輸局管轄区域(愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県)

4. 指名停止措置理由

当該事業者らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道（株）が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。

このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

このことは、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」別表第2第5号（独占禁止法違反）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

役務の提供、測量等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

丸栄調査設計 株式会社
三重県松阪市大口町102-2

2. 指名停止措置期間

令和8年2月20日から
令和8年6月19日まで（4ヶ月）

3. 指名停止の範囲

中部運輸局管轄区域(愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県)

4. 指名停止措置理由

当該事業者らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道（株）が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。

このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

このことは、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」別表第2第5号（独占禁止法違反）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

測量等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 三和電工社
福井県鯖江市二丁掛町第14号20番地

2. 指名停止措置期間

令和8年3月19日から
令和8年6月18日まで（3ヶ月）

3. 指名停止の範囲

中部運輸局管轄区域(愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県)

4. 指名停止措置理由

当該事業者の代表取締役は、福井県丹南土木事務所が発注した道路照明灯修繕業務の見積り合わせに関し、非公開の見積徴収業者の数および業者名を入手したとして、令和7年9月30日に官製談合防止法違反および公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。

このことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

丸友開発 株式会社
静岡県浜松市中央区東若林町568番地の2

2. 指名停止措置期間

令和8年4月2日から
令和8年5月1日まで（1ヶ月）

3. 指名停止の範囲

中部運輸局管轄区域(愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県)

4. 指名停止措置理由

当該事業者は、静岡県磐田市内の民間発注工事ほか15件の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反し、その現場に専任の主任技術者等でなければならない者を、他の現場の主任技術者等として兼務させていた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年2月17日、静岡県知事より指示処分を受けた。

このことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」別表第2第13号（建設業法違反）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
東京都千代田区平河町2丁目5番5号

2. 指名停止措置期間

令和8年4月17日から
令和8年6月16日まで（2ヶ月）

3. 指名停止の範囲

中部運輸局管轄区域(愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県)

4. 指名停止措置理由

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（全旅連）の専務理事（当時）は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて（株）共栄ALUCAZ（現（株）MACHIづくり）に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、（株）共栄ALUCAZ 関連会社の（株）共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。

その後、同専務理事（当時）は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。

このことは、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会
東京都千代田区平河町2丁目5番5号全国旅館会館4階

2. 指名停止措置期間

令和8年4月17日から
令和8年6月16日まで（2ヶ月）

3. 指名停止の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 指名停止措置理由

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（全旅連）の専務理事（当時）は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて（株）共栄ALUCAZ（現（株）MACHIづくり）に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、（株）共栄ALUCAZ 関連会社の（株）共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。

その後、同専務理事（当時）は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。

このことは、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内